

長野県人口定着・確かな暮らし実現会議設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 本県への人口定着及び県民の確かな暮らしの実現に向けて、人口減少への歯止め及び人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化への取組を全県を挙げて推進するため、長野県人口定着・確かな暮らし実現会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、人口減少への歯止め及び人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組に関する事項を協議する。

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる団体で構成する。

- 2 会議に、会長及び委員を置く。
- 3 会長は、長野県知事をもって充てる。
- 4 会議に、顧問を置くことができる。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集し、主宰する。

（事務局）

第5条 会議の事務局を長野県企画振興部総合政策課に置く。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。

別表（第3条関係）

構成団体
長野県
長野県市長会
長野県町村会
長野労働局
国立大学法人信州大学
一般社団法人長野県経営者協会
長野県農業協同組合中央会
<u>一般社団法人信州・長野県観光協会</u>
日本労働組合総連合会長野県連合会
<u>一般社団法人長野県医師会</u>
一般社団法人長野県連合婦人会